



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第45回 一人一票実現訴訟

憲法問題対策センター委員 伊藤 真 (36期)

2014年（平成26年）11月26日、最高裁判所大法廷は、投票価値の較差が最大で4.77倍だった2013年（平成25年）7月の参院選について、違憲状態と判断した。較差是正に必要な合理的期間を経過していないから選挙は違法でないとする。不条理である。

しかし、私たちが選挙無効の裁判を起こし始めてから、最高裁は衆参選挙について各々2回ずつ、連続して違憲状態と判断したのである。しかも、以下に見るように、判決に付された個別意見からは、政治に対して司法本来の役割を果たそうとする裁判官たちの強い意識が伝わってくる。

第1に、国会に対する警告が多数意見の立場から示された。

櫻井判事ほか5人による補足意見は、違憲状態判決に即した措置を講じることが国会の責務であることを明示した。すなわち、違憲状態判決という「司法の判断がされれば、国会は憲法上これを受けて自らその解消に向けて都道府県単位の選挙区を含めて所要の適切な措置を講ずる責務を負う」とし、判決の趣旨に沿った抜本的な改正法が平成28年選挙から実施できるようにと念押しした。多数意見でさえ、期限を区切って国会がなすべき責務を明示したことは注目に値する。

第2に、人口比例原則を徹底すべしとする反対意見が2つ示された。

鬼丸反対意見は、「憲法はできる限り1対1に近い平等を基本的に保障している」とし、山本反対意見は、「どの選挙区においても投票の価値を比較すれば1.0となるのが原則」とし、共に数値をもって人口比例原則の徹底を求めた。参議院の独自性論から投票

価値の平等を緩やかに捉える立場は完全に過去のものとなったばかりか、憲法学会で有力だった1対2の基準さえ個別意見には示されていない。説得力がないからであろう。

第3に、山本反対意見は、無効判決を下すべきとした。

山本判事は、選挙区間の投票価値が1.0となるのを原則としつつ、急激な人口移動等を考慮しても、全選挙区の平均（1.0）に照らして2割低い0.8の投票価値しかない選挙区から選出された議員は身分を失うと明快に説いた。そのうえで、今回の選挙区選出議員の定数146人中、身分を失う議員数は50人余りだから、残りの議員で活動すれば議院が機能不全になる弊害はないとした。最高裁判事が無効判決を書くことが異例でないことは、1976年（昭和51年）4月14日大法廷判決における岡原・下田・江里口・大塚・吉田各判事と岸判事、1985年（昭和60年）7月17日大法廷判決における谷口判事の各反対意見に示されている。無効判決の効果は実は解散と何も変わらず、社会的混乱など生じようもないことに最高裁も気づき始めている。

さて、2014年（平成26年）12月14日の衆議院議員総選挙の翌日、私たちは早速、全国295の全小選挙区について選挙無効の訴えを起こした。全選挙区で起こしたことには意味がある。一部の選挙区だけを訴えたと、その区の議員だけ失職させるわけにはいかないことを理由に事情判決の法理を用いる余地を残すからである。全選挙区が対象になれば、そのような不公平は起きないので、事情判決の法理を封じることができると考えている。